

## 参 考 資 料

### 1 用語解説

この計画における用語等の意味は下記のとおりです。

#### あ行

- **う蝕**  
むし歯のこと  
口腔内細菌の産出する酸によって歯の表面が溶かされる代表的な歯の疾患
- **う歯数**  
未治療と治療済のむし歯の数
- **1歳6か月児歯科健診でむし歯になるおそれのある幼児（O<sub>2</sub>型）**  
う蝕はないが、生活習慣などから将来う蝕の発症が予想されるもの。下記のうち2項目以上該当する場合を「O<sub>2</sub>型」とする。（札幌市基準）
  - ・母乳、ほ乳瓶のいずれか使用している
  - ・1日の間食回数が2回以上である
  - ・ジュース、乳酸飲料、スポーツドリンクなど甘味飲料を毎日飲んでいるか、週に500ml以上飲んでいる
- **医科歯科連携**  
臨床医学において医科と歯科が協働し、患者の傷病に対し総合的な治療にあたること

#### か行

- **口腔がん**  
顎口腔領域に発生する悪性腫瘍の総

称のこと

- **口腔ケア**  
口腔内や義歯などを清潔に保ち、QOL（生活の質）を高める目的とした機能の維持、向上のためのケアの総称のこと
  - **誤嚥**  
食べ物や異物を器官や消化管内に飲み込んでしまうこと
  - **誤嚥性肺炎**  
誤嚥により肺の中に口腔の細菌が入りこむことで生じる肺炎
  - **口腔体操**  
口とその周囲の筋肉を動かして咀嚼力、嚥下する力をつける食事の前に行う準備運動
- #### さ行
- **在宅療養支援歯科診療所**  
在宅等の療養に関して歯科医療面から支援できる体制等を確保している医療機関のこと。高齢者の心身の特性、口腔機能の管理、緊急時対応等に係る適切な研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること等施設基準がある。

- **歯周病**

歯を支える組織（歯周組織）におこる疾患（歯肉炎・歯周炎）の総称

- **歯肉炎**

歯肉に限定した炎症のことで、歯周組織までは進行しおらず、歯石除去やブラッシングによって元の状態に改善することが可能な病態

- **歯周炎**

歯肉炎が進行して歯周組織まで炎症が進行している病態

## た行

- **地域包括ケアシステム**

医療、介護、予防、すまい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援のシステムのこと

## は行

- **フッ化物**

フッ素を含む化合物のことで歯の石灰化、歯質強化作用があり、むし歯予防に効果的

- **不正咬合**

歯がふぞろいだったり、上下の顎の歯ならびが噛み合わない状態

## 2 札幌市歯科保健事業実績（平成26年度）

| ライフステージ               | 事業名                                                  | 概要（①実施内容、②対象、③実施場所、④その他）                                                                                                  | 平成26年度実績                                                                 | 実施関連部署           |
|-----------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 乳幼児期                  | 1歳6か月児歯科健診                                           | ① 歯科健診および保健指導 ② 1歳6か月児、3歳児、5歳児 ③ 区保健センター                                                                                  | 開催回数 347回<br>受診者数 14,065人(受診率 96.2%)                                     | 保/保健所<br>区/保健福祉部 |
|                       | 3歳児歯科健診                                              |                                                                                                                           | 開催回数 325回<br>受診者数 13,765人(受診率 93.1%)                                     |                  |
|                       | 5歳児歯科健診<br>(H26.10開始)                                |                                                                                                                           | 1歳6か月児・3歳児歯科健診と併設<br>受診者数 321人                                           |                  |
|                       | むし歯予防教室                                              |                                                                                                                           | 開催回数 108回<br>参加人数 1,549人                                                 |                  |
| 学齢期                   | 健康教育・相談                                              | ① むし歯予防の講話および相談 ② 就学前の乳幼児 ③ 児童会館等<br>④ 子育てサロン、ちあふる(区保育・子育てセンター)などからの依頼により実施                                               | 健康教育：開催回数 32回 参加者 599人<br>相談：開催回数 42回 参加者 218人                           | 保/保健所            |
|                       | 学校歯科健診<br>(保健給食課)                                    | ① 歯科健康診断 ② 小中学校生 ③ 各小中学校 ④ 学校保健安全法により実施                                                                                   | 在席者数 134,541人 受検者数 129,847人                                              | 教/学校施設担当部        |
|                       | 歯と口の健康づくり推進事業推進指定校や学校歯科保健健康員校表彰への応募<br>・図画、ポスターコンクール | ① 歯と口の健康づくり推進事業推進指定校や学校歯科保健健康員校表彰への応募<br>① 歯と口の健康づくりに関する図画ポスターコンクールの実施                                                    | 歯と口の健康づくり推進指定校数 4小学校、1中学校<br>学校歯科保健健康員校表彰受賞数 4小学校、1中学校<br>図画・ポスターコンクール開催 | 教/学校施設担当部        |
|                       | 妊産婦歯科健診                                              | ① 健診、保健指導 ② 妊婦および産婦(産後1年以内) ③ 区保健センター ④ 予約制                                                                               | 開催回数 120回<br>参加延べ人数 693人                                                 | 保/保健所<br>区/保健福祉部 |
|                       | 歯周疾患検診                                               | ① 問診・口腔内診査(札幌歯科医師会委託) ② 満40歳、50歳、60歳、70歳 ③ 市内指定歯科医療機関<br>④ H27年度より対象者全員に受診券を送付                                            | 受診人数 634人<br>受診率 0.6%                                                    | 保/保健所            |
|                       | 母親教室                                                 | ① 歯科保健指導 ② 初妊婦およびその配偶者 ③ 区保健センター<br>④ 教室全体のプログラムの一部として実施                                                                  | 開催回数 92回<br>参加者数 1,513人 (初妊婦に対する受講率19.0%)                                | 保/保健所<br>区/保健福祉部 |
| 成人期<br>(妊娠を含む)<br>高齢期 | 高齢者口腔機能向上・栄養改善事業                                     | ① 口腔・栄養・身体チェック、健康相談、交流会、講話、演習 ② 介護認定を受けていない65歳以上の高齢者<br>③ 老人福祉センター ④ 歯科衛生士・管理栄養士や看護士などの専門スタッフが従事                          | 実施回数240回<br>参加人数 実 160人 延 1,077人                                         | 保/高齢福祉部          |
|                       | 訪問口腔衛生指導                                             | ① 口腔ケアの方法等の指導<br>② 在宅で療養中または介護認定をうけていない65歳以上の高齢者で通院が困難な方<br>③ 対象者宅 ④ 本人・家族・区役所・地域包括支援センター・ケアマネジャー等からの依頼により実施              | 回数 0 回                                                                   | 保/保健所<br>保/高齢福祉部 |
|                       | 市民健康教育                                               | ① 講話等 ② 市民 ③ 区民センター・地区会館等 ④ 歯科医師会(各支部)の会員が講師。                                                                             | 回数 10回(各区 1回)<br>参加人数 385人                                               | 保/保健所<br>区/保健福祉部 |
|                       | 口腔がん予防啓発                                             | ① 「口腔がん予防啓発推進委員会」開催<br>① 早期発見につなげるための自己観察法を普及啓発(相談会・イベントの実施)<br>③ 地下歩行空間北2条広場、WEST19等                                     | 予防啓発推進委員会 1回<br>啓発イベント 1回(1,776人)<br>相談会 1回(38人)                         | 保/保健所            |
|                       | 高齢者口腔ケア研修                                            | ① 要支援・要介護高齢者の口腔の改善、機能向上のための研修会を実施 ② 医療、介護関係職員<br>③ 施設または会場<br>① 口腔ケアの重要性について講習会を実施 ② 一般高齢者やその家族 ③ 地区会館等<br>④ とむに札幌歯科医師会委託 | 研修会 4回(281人)<br>一般高齢者講習会 7回(244人)                                        | 保/保健所<br>保/高齢福祉部 |
| ハナエリ展等                |                                                      |                                                                                                                           |                                                                          |                  |
| ハナエリ展等                |                                                      | ① 各種イベント・パネル展等を実施 ③ 円山動物園等                                                                                                | 開催回数 7回(口腔がんイベント・相談を含む)                                                  | 保/保健所            |
| 企業との連携による普及啓発(27年度)   |                                                      | ライオン株式会社と健康寿命延伸に関する包括的協定を締結し、むし歯予防・歯周病予防等に関する普及啓発を実施<br>リーフレット作成<br>イベント開催                                                |                                                                          | 保/保健所            |

### 3 策定の経過

保健医療関係機関や学識経験者、市民委員等で組織する「札幌市健康づくり推進協議会」に「歯科口腔保健部会」を設置し、札幌市生涯歯科口腔保健推進計画に関する提言について検討し、札幌市に提言を手交した。

札幌市ではその提言をもとに検討を重ね、計画案を策定した。

#### 札幌市生涯歯科口腔保健推進計画に関する提言

##### 1 札幌市の歯科口腔保健の現状と課題

札幌市における歯科口腔保健の現状と課題を、ライフステージごと（乳幼児期、学齢期、妊娠期、成人期、高齢期）および障がい者（児）・要介護高齢者について検討しました。

また、歯科口腔保健を推進するためには関係機関や地域関係組織の連携が必要であることから、歯と口の健康づくりを推進するための環境整備についても併せて検討しました。

##### （1）乳幼児期

###### 現状

幼児歯科健診で1歳6か月児の結果は、むし歯になる恐れのある幼児（O<sub>2</sub>型）の割合が32.9%（平成26年度）であり、最近10年間で増加傾向にありますが、3歳児ではむし歯のない割合は83.3%（平成26年度）と、むし歯になる率は減少傾向にあります。

しかし、むし歯のない3歳児の割合を区ごとに比較すると、最も高い区と最も低い区で11ポイントの差があります。

不正咬合のある3歳児の割合については13.5%（平成26年度）と、全国平均と同程度です。

かかりつけ歯科医を持っている者の割合は、1歳6か月児で42.7%、3歳児で59.8%です。（平成26年度）。

###### 課題

むし歯のない3歳児の割合については増加していますが、健康さっぽろ21（第2次）では90%（平成35年度）と、高い水準を目指しており、目標達成のためには早い時期からかかりつけ歯科医を持ち、フッ化物を適切に利用することなどについてさらに普及啓発に取り組む必要があります。

また、むし歯のない3歳児の割合を区ごとに比較すると、最大で11ポイントの差があり、今後は歯科保健状況などを区ごとに把握、分析し、それぞれの状況に応じた歯科口腔保健対策を講じることが必要です。

## (2) 学齢期

### 現状

札幌市学校保健統計調査(平成 26 年度)では、むし歯のない 12 歳児の割合は 51.8%と増加傾向にありますが、全国平均の 60.4%と比較すると低い状況です。

また、12 歳児の 1 人平均う歯数(未治療と治療済みのむし歯の数)は 1.1 本と減少傾向にありますが、全国平均の 0.9 本と比較すると多い状況です。

歯肉炎のある 12 歳児の割合は 2.6%と、全国平均の 4%より良い状況です。

### 課題

学齢期は、歯と口の健康を含め生涯を通して望ましい生活習慣を獲得する時期です。むし歯予防とともに、成人期以降の歯科疾患、特に歯周病を予防することが重要なことについて、普及啓発にさらに取り組む必要があります。

## (3) 妊娠期

### 現状

札幌市が実施している妊産婦歯科健診の妊婦受診率は 4.3%(平成 26 年度)であり、受診者の 36.9%が歯科治療が必要と判定されています。

### 課題

妊娠期の重度の歯周病は、早産や低体重児出生の原因となることが報告されています。安心安全な出産のために、妊娠期の歯と口の健康に関する情報提供が重要です。

妊婦歯科健診の他政令市の実施状況では、歯科医療機関で個別方式で実施している 10 市の平均受診率は 29.4%、札幌市を含め保健センター等で直営方式で実施している 8 市の平均受診率は 10.1%となっており、札幌市の受診率は低い状況です。

歯周病などの治療へのきっかけとなる妊婦歯科健診は、多くの妊婦が受診できることが大切です。

妊娠期の重要課題は妊婦歯科健診の受診率の向上であり、速やかに改善する必要があります。

## (4) 成人期

### 現状

平成 26 年度歯周病検診実施結果から、歯周炎を有する人の割合は 40 歳で 50.9%、50 歳で 57.8%と、全国平均(平成 23 年度歯科疾患実態調査結果)40 歳 25.6%、50 歳 35.4%と比べて高い状況です。

しかしながら、平成 27 年度の札幌市歯周病検診受診率は 1.9%と、他政令市と比べて低い状況です。

平成 26 年度市政世論調査結果から、かかりつけ歯科医がいる人の割合は 63.6%ですが、症状の有無に関係なく定期的に行く人の割合はそのうちの 23.0%、症状があったり、気になることがあった時に受診する人の割合は 77.9%です。

また、定期的に歯科健診を受ける人の割合（18 歳以上）は 19.2%です。歯科医院で健診を受けない理由では、歯や歯ぐきに問題がないと回答した人の割合が 32.7%、忙しい、面倒だからとした人の割合はそれぞれ 29.2%、21.9%、痛くなってから治療すれば十分とした人の割合が 21.0%です。

#### 課題

かかりつけ歯科医の役割は、歯科治療のほかに口腔ケアや歯の健康に関する相談などですが、市政世論調査結果では、このことが市民に広く浸透しているとは言い難い状況です。かかりつけ歯科医を持つことの意義を普及啓発していくことが重要です。

歯周病は成人期以降の歯を失う最も大きな原因です。8020 を目指すためには歯周病の早期発見・治療が重要なことから、歯周病検診受診率の向上が重要です。

平成 27 年度から受診対象者への受診券個別通知を開始し受診率向上につながっていますが、今後も取組を進める必要があります。

### （５）高齢期

#### 現状

平成 26 年度歯周病検診実施結果から、歯周炎を有する人の割合は 60 歳 61.0%、70 歳 60.9%と、全国平均（平成 23 年度歯科疾患実態調査結果）60 歳 47.5%、70 歳 42.8%と比べて高く、1 人平均現在歯数は 60 歳 24.2 本、70 歳 22.8 本と、全国平均 60 歳 22.9 本、70 歳 17.5 本より多い状況です。

平成 26 年度市政世論調査結果では、70 歳以上で何でもかんで食べることができる人の割合は 57.4%です。また、口腔がんについて知っている人の割合は 79.1%と高いものの、口腔がんを自己観察で発見できることを知っている人の割合は 27.0%にとどまっています。

#### 課題

生涯、咀嚼嚥下（噛む、飲み込む）機能を保つには、適切な口腔ケアを受けることやかかりつけ歯科医を持つことが大切であり、これらのことについて普及啓発していくことが重要です。

口腔がんは、初期の病変を自分で発見することが可能です。札幌市は、平成 24 年度から口腔がんの予防啓発に取り組み、口腔がん早期発見のために自己観察方法を普及啓発していますが、今後も取組を進める必要があります。

## (6) 障がい者（児）・要介護高齢者

### 現状

札幌歯科医師会口腔医療センターでは、昭和 57 年から障がい者（児）診療を実施しており、平成 27 年度は 1,051 人（延 4,579 人）が受診しています。

障がい者（児）の歯科診療に対応している市内歯科医療機関は、北海道が作成した障がい者歯科医療協力医名簿に記載されています。

介護給付「居宅療養管理指導料」件数のうち、約 36%が歯科医師・歯科衛生士が実施しています。給付金額では 44.7%を占めています（平成 26 年度）。

### 課題

障がい者（児）・要介護者ともに、継続した口腔ケアを受けるためには、かかりつけ歯科医を持つことが大切です。

また、障がい者（児）・要介護者と関係する医療・介護専門職と歯科医療関係者との連携も必要です。

## (7) 歯と口の健康づくりを推進するための環境整備

歯と口の健康づくりを推進するためには、保健・医療・福祉などの関係機関や地域の関係組織が連携、協力して取り組める環境を整備することが必要です。

### <医科歯科連携の推進>

歯と口の健康は全身の健康と関わっており、歯周病は糖尿病や心疾患、低体重児出生などと関係があることが多く報告されています。また、がん患者の手術前に口腔ケアを実施することにより、術後の肺炎を防ぐことも報告されています。疾病の重症化予防や QOL の向上を図るために、医科歯科連携をさらに推進する必要があります。

### <地域歯科医療・介護の連携推進>

口腔ケアにより、要介護高齢者の発熱、肺炎を効果的に予防できます。要介護高齢者、特に在宅療養の場合、口腔ケアを普及するためにはかかりつけ歯科医や地域の歯科医と介護専門職との連携が必要です。このような連携は、地域包括ケアシステムを構築する上でも重要です。

### <災害時歯科口腔保健対策の推進>

誤嚥性肺炎による震災関連死を防ぐため、平常時より口腔ケアに関する啓発などを行い、関係者との顔の見える関係づくりに努めることが必要です。また、災害時には、関係機関とともに被災者の健康維持のために応急歯科医療および口腔ケアを提供することが必要です。

### <歯科口腔保健に関する情報の提供>

関係者間の連携を深めるためには情報を共有することが重要です。



## 2 基本理念

札幌市健康づくり基本計画健康さっぽろ 21（第二次）では、「歯・口腔の健康」を全体目標「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」、「すこやかに産み育てる」を達成するための基本要素の一つに位置付けています。

一方、国と日本歯科医師会は平成元年から、「80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つ」8020 運動を推進しています。

また、自分の歯を多く保つことや、入れ歯などで口腔機能を維持することが健康寿命の延伸につながる事が報告されています。

歯と口の健康は、すべてのライフステージにおいて質の高い健康的な生活を送るために重要な要素であり、食事や会話を楽しむために欠くことができません。

札幌市が、8020 運動を推進し、市民が笑顔で生き生きと暮らすまちを目指すことを願って、計画の基本理念を以下のように提案します。

### 8020 運動推進のまち・笑顔のまち さっぽろ

子どもから高齢者まで誰もが歯と口の健康を保ち、  
いきいきと暮らせるよう 8020 運動を推進します

## 3 重点取組と基本取組

健康さっぽろ 21（第二次）では、以下の 5 点を基本要素「歯・口腔の健康」の取組方針としています。

- ・かかりつけ歯科医を持つ人を増やします
- ・むし歯のない子どもを増やします
- ・むし歯や歯周疾患のある人を減らします
- ・高齢になっても自分の歯を有する人を増やします
- ・高齢になっても咀嚼機能が良好な人を増やします

かかりつけ歯科医を持つことは、全てのライフステージにおいて治療だけでなく定期的な歯科健診や口腔ケアを継続して受けられることであり、8020 運動を進めるうえで重要な取り組みです。

また、乳幼児期、学齢期は 8020 運動の入り口であり、生涯にわたる歯と口の健康づくりの基礎となる重要な時期です。

このため「かかりつけ歯科医を持つ人を増やします」と「むし歯のない子どもを増やします」をこの計画では重点取組とすることを求めます。

さらに、

- ・「むし歯のない子どもを増やします」については、学齢期から歯周病の予防を進めることが重要であることから、「歯肉炎のない子」を加え「むし歯や歯肉炎のない子を増やします。」とすること
- ・高齢期は、嚥下（咀嚼）機能の維持とともに飲み込む（嚥下）機能も大切であることから「高齢になっても食べる力（咀嚼嚥下機能）が良好な人を増やします」とす



ること

- ・歯と口の健康づくりを推進するためには、保健・医療・福祉などの関係機関や地域の関係組織が連携、協力して取り組める環境を整備することが必要であることから、「歯と口の健康づくりを推進するための環境整備」を基本取組に加えることを求めます。

#### 【重点取組】

- ・「かかりつけ歯科医を持つ人を増やします」
- ・子どもたちの歯や口の健康を守るために「むし歯や歯肉炎のない子どもを増やします」

#### 【基本取組】

- ・自分の歯を生涯にわたって保つために「むし歯や歯周病のある人を減らします」
- ・「高齢になっても自分の歯を有する人を増やします」
- 「高齢になっても食べる力（咀嚼嚥下機能）が良好な人を増やします」
- ・「歯と口の健康づくりを推進するための環境整備」

以上の2つの重点取組、3つの基本取組によって計画を推進することを求めます。

下記に、それぞれの取組ごとに具体的な内容をまとめました。

#### （１）重点取組

##### １）「かかりつけ歯科医を持つ人を増やします」

かかりつけ歯科医とは、治療だけでなく、身近な地域でライフサイクルに沿った健康相談や口腔ケアなどを継続して受けることができる歯科医師です。

現状では、かかりつけ歯科医がいる市民は多いが、定期的な歯科健診や相談などで受診する割合より、症状がある時にかかりつけ歯科医に受診する割合が高い状況にあります。

歯と口の健康を保つためにはセルフケアの実践とともに、早い時期からかかりつけ歯科医を持ち、定期歯科健診や口腔ケアを受けることが大切なことから、かかりつけ歯科医の役割やかかりつけ歯科医を持つことのメリットについて普及啓発に取り組むことを求めます。

また、障がい者（児）・要介護高齢者も継続した口腔ケアを受けるために、かかりつけ歯科医を持つことが望ましいため、対応可能な歯科医療機関の情報を集約し発信することと、保健所が相談窓口であることをさらに周知していくことを求めます。

#### ○ かかりつけ歯科医の役割や、かかりつけ歯科医を持つことのメリットについて普及啓発する

- ・かかりつけ歯科医をテーマとした講演会、シンポジウムなどの開催
- ・かかりつけ歯科医について市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）など様々な媒体を通して広く情報を発信する

- 障がい者（児）・要介護高齢者の歯科医療や口腔ケア等に関する情報を提供する
  - ・情報の収集と発信に努めるとともに、保健所が相談窓口であることを周知する

## 2) 「むし歯や歯肉炎のない子どもを増やします」

乳幼児期は、食習慣や生活習慣の基本を形成し、歯と口の健康づくりの入り口となる時期です。また学齢期は、生活習慣が形成され、セルフケアの意識を持ち、実践できる力を身に付ける時期です。

まさに、8020 運動の入り口であり、生涯にわたる歯と口の健康づくりの基礎となる重要な時期です。歯科口腔保健対策を推進するうえで保育所・幼稚園等と連携して対策を講じることを求めます。

子どものむし歯は、経年的に減少していますが、今後もこの傾向を維持し、目標達成のためにフッ化物の利用や望ましい食習慣、生活習慣などについてさらに普及啓発することを求めます。

また、むし歯のない3歳児の割合が最も高い区と最も低い区では11ポイントの開きがあります。札幌市全体で改善を図るためには、区を単位として歯科口腔保健対策を進めることを求めます。

- フッ化物によるむし歯予防について普及啓発を強化し、フッ化物の利用を推進する
  - ・フッ化物の利用方法について普及啓発を強化する
  - ・フッ化物によるむし歯予防をテーマとした講演会や研修会を開催する
- むし歯のない3歳児を増やす
  - ・1、2歳児のむし歯予防対策を強化する
  - ・3歳児のう蝕有病率の高い区へのむし歯予防対策を強化する
- 6歳臼歯をむし歯から守る
  - ・幼稚園や保育所の職員を対象とした研修会の開催等により情報を提供する
- 生涯を通じた歯と口の健康づくりの基盤となる望ましい生活習慣の形成を促す
  - ・歯の磨き方を含め、むし歯や歯周病の予防につながる生活習慣に関する保健指導等を充実、強化する

## (2) 基本取組

### 1) 「むし歯や歯周病のある人を減らします」

妊娠期の歯周病は、低出生体重児や早産の原因になることが報告されています。歯周病の予防や重症化を防ぐためには、歯科健診により歯周病の早期発見、治療につなげることが必要です。

現状では、札幌市が実施する妊婦歯科健診は保健センターを会場とした集団方式で実施しており、受診率は4.2%（平成25年度）と低い状況です。

歯科医療機関で個別受診方式で妊婦歯科健診を実施している政令市（10市）の平均受診率は、札幌市より高く29.4%（平成25年度）となっています。妊婦が歯科健診を受診しやすい環境を整備し、受診率向上を図ることを求めます。

成人期は、歯周病の予防や重症化を防ぎ生涯自分の歯を保つことが大切な時期であり、歯磨きなどのセルフケア、望ましい生活習慣の実践とともに、定期的な歯科健診と口腔ケアを受けることが必要です。

また、歯周病は糖尿病や心疾患など全身疾患ともかかわりが深いこと、喫煙が歯周病発症と重症化のリスク因子であることをさらに普及啓発することを求めます。

札幌市では、平成15年度から歯周病検診を実施していますが、受診率は伸び悩んでいます。受診率の向上のために平成27年度に受診券の個別送付を開始しましたが、今後も受診率の向上に努め、検診受診がかかりつけ歯科医を持つきっかけとなるよう取り組むことを求めます。

○ 安心安全な出産を迎えられるよう、妊婦歯科健診が受診しやすい環境を整備する

○ 定期的な歯科健診の必要性について普及啓発を強化する

- ・ 歯と口の健康づくりに関する情報提供と普及啓発を強化する
- ・ 健診結果等を分析し、市民に情報発信する

○ 歯周病検診の受診率向上を図り定期的な歯科健診へのきっかけづくりとする

- ・ 札幌歯科医師会と協力して、歯周病検診の受診率向上に努める

### 2) 「高齢になっても自分の歯を有する人を増やします」

「高齢になっても食べる力\*（咀嚼嚥下機能）が良好な人を増やします」

\*食べる力：食べ物を、噛み飲み込む機能（咀嚼嚥下機能）

高齢期は、自分の歯を保ち、食べる力を維持するために、かかりつけ歯科医などの下で継続して歯科健診や口腔ケアを受けることが大切です。

また、口腔ケアは誤嚥性肺炎を効果的に予防することも報告されています。

口腔ケアの重要性について普及啓発を強化し、高齢者の食べる力の維持向上や誤嚥性肺炎の予防などに取り組むことを求めます。

口腔がんは自分で初期の病変を見つけることが概ね可能ですが、現状では進行がんで見つかることが多く、手術が必要になった場合は口腔機能を損なうこともあります。

札幌市は、平成 24 年度から口腔がんの予防、早期発見の啓発を行っていますが、セルフチェック表の普及など取組を強化していくことを求めます。

- 自分の歯を保ち、食べる力を維持するために、口腔ケアの重要性について普及啓発を強化する
  - ・ 口腔機能の維持向上および誤嚥性肺炎の予防、フッ化物の利用等について健康教育を実施する
- 口腔がんの予防や早期発見について普及啓発を強化する
  - ・ 口腔がんは自分で発見できることをさらに普及啓発する
  - ・ 口腔がん検診を継続する

### 3)「歯と口の健康づくりを推進するための環境整備」

歯と口の健康と全身の健康との関係や、口腔ケアの有用性が明らかとなり、医科歯科連携、歯科医療と介護との連携の推進が課題となっています。大学病院や他の自治体では先駆的な取組\*が報告されておりますが、札幌市においても、今後推進する必要があります。歯と口の健康づくりを推進するためには、保健・医療・福祉などの関係機関や地域の関係組織が連携、協力して取り組める環境を整備することが必要です。

\*代表的な取組として「産科・歯科・行政が連携した早産予防対策事業（熊本県）」、「回復期リハビリテーション病院歯科が中心となる病診連携への取り組み（広島市）」等があります。

これらの連携を進めるために具体的な取組について検討することを求めます。

災害時に避難所などで必要な口腔ケアについて、市民、関係機関などが使用する具体的な手引を作成し、平常時より普及することを求めます。

- 医科歯科連携や地域歯科医療・介護の連携を推進する
  - ・ これらの連携を推進するために、具体的な取組について検討する
- 災害時の歯科口腔保健対策を推進する
  - ・ 災害時に避難所などで必要な口腔ケアについて、市民、関係機関などが使用する具体的な手引を作成し、普及する
- 歯科口腔保健に関する情報を発信する
  - ・ 市ホームページ等の充実や、SNS（ソーシャルネットワークサービス）など様々な媒体を介して情報発信に努める。

## 4 計画策定にあたり留意すること

### (1) 普及啓発の進め方

計画を推進するために普及啓発が主要な取組の一つとなっています。講演会や市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）などがその手立てとされていますが、歯と口の健康づくりについて、市民にとって身近な地域の中で情報発信することも有効です。

市民がボランティアとして歯と口の健康づくりに参加できるような取組を検討し、実現することを求めます。

### (2) 評価と進行管理

取組ごとに達成状況を把握することが必要です。計画の進行管理のため、指標と計画最終年度の目標値を設定することを求めます。

<別表>

取組別指標と現状値

| かかりつけ歯科医のある人を増やします        | 現状値   |                      |
|---------------------------|-------|----------------------|
| かかりつけ歯科医のいる 1 歳 6 か月児の割合  | 42.7% | 健康さっぽろ 21 市民意識調査 H23 |
| かかりつけ歯科医のいる 3 歳児の割合       | 59.8% | 健康さっぽろ 21 市民意識調査 H23 |
| 定期的に歯科健診を受ける人の割合 (18 歳以上) | 19.2% | 札幌市市政世論調査 H26        |

| むし歯や歯肉炎のない子どもを増やします       | 現状値   |                      |
|---------------------------|-------|----------------------|
| むし歯のない 3 歳児の割合 【健】        | 83.3% | 3 歳児歯科健診結果 H26       |
| むし歯のない 12 歳児の割合 【健】       | 51.8% | 札幌市学校保健統計調査 H26      |
| むし歯になるおそれがある 1 歳 6 か月児の割合 | 32.9% | 1 歳 6 か月児歯科健診結果 H26  |
| むし歯のない 3 歳児の割合が 85% 以上の区  | 4 区   | 3 歳児歯科健診結果 H26       |
| 歯肉炎のある 12 歳児の割合           | 2.6%  | 札幌市学校保健統計調査 H26      |
| かかりつけ歯科医のいる 1 歳 6 か月児の割合  | 42.7% | 健康さっぽろ 21 市民意識調査 H23 |
| かかりつけ歯科医のいる 3 歳児の割合       | 59.8% | 健康さっぽろ 21 市民意識調査 H23 |

| むし歯や歯周病のある人を減らします    | 現状値   |                |
|----------------------|-------|----------------|
| 40 歳で歯周炎を有する人の割合 【健】 | 50.9% | 札幌市歯周病検診結果 H26 |
| 60 歳で歯周炎を有する人の割合 【健】 | 61.0% | 札幌市歯周病検診結果 H26 |
| 妊婦歯科健診の受診率           | 4.3%  | 札幌市衛生年報 H26    |
| 歯周病検診の受診率            | 1.9%  | 札幌市歯周病検診結果 H27 |

| 高齢になっても自分の歯を有する人を増やします<br>高齢になっても食べる力が良好な人を増やします | 現状値   |                |
|--------------------------------------------------|-------|----------------|
| 60 歳で 24 本以上歯を有する人の割合 【健】                        | 79.7% | 札幌市歯周病検診結果 H27 |
| 自分の歯を 20 本以上有する 70 歳以上の人の割合                      | 39.7% | 札幌市市政世論調査 H26  |
| 歯周病検診の受診率                                        | 1.9%  | 札幌市歯周病検診結果 H27 |
| 口腔がんについて知っている人の割合                                | 79.1% | 札幌市市政世論調査 H26  |
| 口腔がんを自分で発見できることを知っている人の割合                        |       |                |
| 60-69 歳                                          | 33.3% | 札幌市市政世論調査 H26  |
| 70 歳以上                                           | 34.0% | 札幌市市政世論調査 H26  |
| 70 歳代で咀嚼が良好な人の割合 【健】                             | —     |                |
| 70 歳代で飲み込む機能が良好な人の割合                             | —     |                |

【健】健康さっぽろ（第二次）指標

札幌市健康づくり推進協議会歯科口腔保健部会委員

◎部会長      ○副部会長

| 氏 名                   | 所 属                            |
|-----------------------|--------------------------------|
| 阿部 文雄                 | 市民公募委員                         |
| 伊藤 洋子<br>(第 3, 4 回部会) | 南区地区女性連絡協議会 会長                 |
| 枝村 正人                 | 一般社団法人札幌市医師会 地域保健部長            |
| 金子 博之                 | 札幌市小学校長会 会計 (二十四軒小学校長)         |
| 小林 元子*                | 一般社団法人北海道歯科衛生士会 札幌支部長          |
| 野宮 修治                 | 北海道国民健康保険団体連合会 事務局長            |
| ◎高橋 一行                | 一般社団法人札幌歯科医師会 理事               |
| ○玉腰 暁子                | 北海道大学大学院医学研究科 社会医学講座公衆衛生学分野 教授 |
| 林 孝之*                 | 札幌市厚別区介護予防センターもみじ台             |
| 三上 良子<br>(第 1, 2 回部会) | 南区地区連絡協議会 会長                   |
| 宮崎 晃亘*                | 北海道公立大学法人 札幌医科大学医学部口腔外科学講座 准教授 |
| 向川 泰弘                 | 一般社団法人札幌市私立保育園連盟 副会長           |
| 森田 宣広                 | 一般社団法人札幌青年会議所 副理事長             |
| 吉田 めぐみ                | 公益社団法人北海道栄養士会 副会長              |

\* 札幌市健康づくり推進協議会臨時委員



## 検討経過

| 開 催 日                      | 議 題・内 容                                                     |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 平成28年2月4日                  | 第 1 回 歯科口腔保健部会<br>札幌市の歯科口腔保健の現状と課題<br>札幌市における歯科口腔保健施策の方向性案  |
| 平成28年4月27日                 | 第 2 回 歯科口腔保健部会<br>仮) 札幌市生涯歯科口腔保健推進計画の位置づけと体系<br>歯科口腔保健の取組   |
| 平成28年5月17日                 | 第 3 回 歯科口腔保健部会<br>歯科口腔保健の取組<br>仮) 札幌市生涯歯科口腔保健推進計画の体系        |
| 平成28年6月21日                 | 第 4 回 歯科口腔保健部会<br>歯科口腔保健の推進に関する提言                           |
| 平成28年8月3日                  | 歯科口腔保健部会会長から市長へ提言の手交                                        |
| 平成28年10月6日                 | 札幌市生涯歯科口腔保健推進計画策定に係る関係課長会議<br>札幌市生涯歯科口腔保健推進計画（案）について        |
| 平成28年11月4日                 | 札幌市生涯歯科口腔保健推進計画策定に係る企画調整会議<br>幹事会<br>札幌市生涯歯科口腔保健推進計画（案）について |
| 平成28年11月15日                | 札幌市生涯歯科口腔保健推進計画策定に係る企画調整会議<br>札幌市生涯歯科口腔保健推進計画（案）について        |
| 平成28年11月22日                | 札幌市生涯歯科口腔保健推進計画策定に係る市長副市長会議<br>札幌市生涯歯科口腔保健推進計画（案）について       |
| 平成28年12月26日～<br>平成29年1月24日 | 札幌市生涯歯科口腔保健推進計画（案）に係るパブリックコメント実施                            |
| 平成29年3月                    | 計画公表                                                        |

## 4 パブリックコメント手続

### (1) 意見募集実施の概要

- 1) 意見募集期間  
平成 28 年 12 月 26 日(月)～平成 29 年 1 月 24 日(火)
- 2) 意見提出方法  
郵送、FAX、Eメール、ホームページ上の意見募集フォーム、持参
- 3) 資料の配布・閲覧場所
  - ・札幌市役所本庁舎 2 階行政情報課      ・札幌市保健所健康企画課
  - ・各区役所(総務企画課広聴係)          ・各区保健センター
  - ・各まちづくりセンター
  - ・札幌市内各小中学校【子どもの意見募集用小冊子】
  - ・札幌市内市立高等学校
  - ・札幌市内児童会館【子どもの意見募集用小冊子】
  - ・札幌市ホームページ

### (2) パブリックコメント（大人の意見）の内訳

- 1) 意見提出者数・意見件数  
16 人・56 件
- 2) 年代・提出方法別内訳

|       | 総数 | 持参 | HP | 郵送 | Eメール | FAX |
|-------|----|----|----|----|------|-----|
| 10 歳代 | 1  |    |    |    | 1    |     |
| 20 歳代 |    |    |    |    |      |     |
| 30 歳代 |    |    |    |    |      |     |
| 40 歳代 |    |    |    |    |      |     |
| 50 歳代 | 5  |    |    |    |      | 5   |
| 60 歳代 | 7  |    |    | 1  | 3    | 3   |
| 70 歳代 | 1  |    |    |    |      | 1   |
| 不明    | 2  |    |    |    | 1    | 1   |
| 合計    | 16 |    |    | 1  | 5    | 10  |

### 3) 意見内訳

| 分 類              | 件数 | 構成比   |
|------------------|----|-------|
| 第 1 章 計画の策定にあたって | 6  | 10.7% |
| 第 2 章 計画の体系      | 2  | 3.6%  |
| 第 3 章 施策の具体的取組   | 29 | 51.8% |
| 第 4 章 推進体制       | 3  | 5.4%  |
| その他の意見           | 16 | 28.6% |
| 合 計              | 56 | 100%  |

※構成比の算出は四捨五入しているため、合計値とその内訳の累計値とは一致しない場合があります

### (3) キッズコメント（子どもの意見）の内訳

#### 1) 意見提出者数・件数

58 人・66 件

#### 2) 年代・提出方法内訳

|     | 総数 | 持参 | HP | 郵送 | Eメール | FAX |
|-----|----|----|----|----|------|-----|
| 小学生 | 55 |    |    | 27 | 27   | 1   |
| 中学生 | 3  |    |    |    | 3    | 0   |
| 合計  | 58 |    |    | 27 | 30   | 1   |

#### 3) 意見内訳

| 分 類            | 件数 | 構成比   |
|----------------|----|-------|
| 第1章 計画の策定にあたって | 10 | 15.2% |
| 第2章 計画の体系      | 6  | 9.1%  |
| 第3章 施策の具体的取組   | 19 | 28.8% |
| 第4章 推進体制       | 0  | 0%    |
| その他の意見         | 31 | 47.0% |
| 合 計            | 66 | 100%  |

※構成比の算出は四捨五入しているため、合計値とその内訳の累計値とは一致しない場合があります

### (4) 当初素案から変更点

市民の皆様からいただいたご意見から、当初素案の変更はございませんでした。ご意見については、札幌市生涯歯科口腔保健推進計画を推進する上で可能な限り取り入れていきます。

また、該当するホームページが削除されたため修正いたしました。

| 修正前                                                                                                                                                                                                                            | 修正後                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>P 6</p> <p>かかりつけ歯科医とは、「ライフサイクルに沿って、歯と口に関する保健・医療・福祉を提供し、地域に密着した幾つかの必要な役割を果たすことができる歯科医」と定義されていますが4)、</p> <p>4) 公益社団法人日本歯科医師会<br/> <a href="https://www.jda.or.jp/go/dental.html">https://www.jda.or.jp/go/dental.html</a></p> | <p>身近な地域での歯科治療や相談等の提供、訪問歯科診療の提供、高次歯科医療機関との連携などが、かかりつけ歯科医の具体的な役割として挙げられています。4)</p> <p>4) 北海道医療計画〔改訂版〕<br/>         (平成20～29年度)</p> |

## 5 歯科口腔保健の推進に関する法律

(平成二十三年八月十日法律第九十五号)

### (目的)

**第一条** この法律は、口腔(くう)の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

**第二条** 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

### (国及び地方公共団体の責務)

**第三条** 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (歯科医師等の責務)

**第四条** 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

### (国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

**第五条** 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものと

する。

#### **（国民の責務）**

**第六条** 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

#### **（歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等）**

**第七条** 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **（定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等）**

**第八条** 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **（障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等）**

**第九条** 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

#### **（歯科疾患の予防のための措置等）**

**第十条** 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

#### **（口腔の健康に関する調査及び研究の推進等）**

**第十一条** 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用促進のために必要な施策を講ずるものとする。

**（歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等）**

**第十二条** 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

- 2 前項の基本的事項は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七条第一項 に規定する基本方針、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第四条第一項 に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

**第十三条** 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

- 2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項 に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

**（財政上の措置等）**

**第十四条** 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

**（口腔保健支援センター）**

**第十五条** 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

- 2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

**附 則**

この法律は、公布の日から施行する。

平成 21 年 6 月 26 日 条例第 62 号

### 第 1 章 総則

#### (目的)

**第 1 条** この条例は、歯・口腔の健康づくりが道民の健康の維持向上に果たす役割の重要性にかんがみ、北海道における歯・口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに道の責務及び教育関係者、保健医療福祉関係者、道民その他の者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本的な事項を定めることにより、道民の生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって道民の健康の増進に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

**第 2 条** 歯・口腔の健康づくりは、すべての道民が、自ら歯・口腔の健康の維持増進に努めるとともに、住み慣れた地域において生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを受けることができるよう、適切に推進されなければならない。

#### (道の責務)

**第 3 条** 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯・口腔の健康づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (市町村との連携協力等)

**第 4 条** 道は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な保健サービスを実施している市町村との連携協力及び調整に努めなければならない。

#### (教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割)

**第 5 条** 教育関係者及び保健医療福祉関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、歯・口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、他の者が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

2 前項の目的を促進するため、道民の歯・口腔の健康づくりを支援する保健師、栄養士、介護従事者などの研修機会の確保に努めるものとする。

#### (事業者及び保険者の役割)

**第 6 条** 事業者は、基本理念にのっとり、道内の事業所で雇用する従業員の歯科健診、保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、道内の被保険者の歯科健診、保健指導の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。



#### (道民の役割)

**第7条** 道民は、歯・口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるとともに、道及び市町村並びに事業者及び保険者が行う歯・口腔の健康づくりに関する取組への積極的な参加、かかりつけ歯科医等の支援等を通じ、自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

### 第2章 歯・口腔の健康づくりに関する基本的施策等

#### (北海道歯科保健医療推進計画)

**第8条** 知事は、道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「道歯科保健医療推進計画」という。）を定めなければならない。

2 道歯科保健医療推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する基本的な目標

(2) 道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する次に掲げる基本的な施策

ア 道民が歯科健診、保健指導等の必要な歯科保健医療サービスを受けることができる環境の整備及び普及啓発

イ 歯・口腔の健康づくりに資する情報の収集及び提供

ウ 歯・口腔の健康づくりの取組に関わるものとの連携体制の構築

エ 離島及びへき地における適切な歯科保健医療サービスの確保

オ 歯科保健事業に携わる従事者の確保及び資質の向上

カ 歯科保健事業の効果的な実施に資する調査研究の推進

キ アからカまでに掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを推進するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、道歯科保健医療推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民及び市町村その他歯・口腔の健康づくりの取組に関わるものの意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、道歯科保健医療推進計画を定めたときは、遅滞なく、インターネットその他の適切な方法によりこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、道歯科保健医療推進計画の変更について準用する。

#### (市町村への支援)

**第9条** 道は、市町村が歯・口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施する場合には、その求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

#### (指針の策定)

**第10条** 道は、市町村における歯・口腔の健康づくりに関する施策の円滑な実施を促進するため、市町村がその役割に応じて効果的に歯・口腔の健康づくりの推進に取り組む上での基本となる指針（以下「市町村歯・口腔の健康づくりガイドライン」という。）を策定するものとする。

**2** 市町村歯・口腔の健康づくりガイドラインには、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 道民の各年齢階層に応じた歯・口腔の健康づくりに係る市町村に期待される役割
- (2) 歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要する障がい者、介護を要する高齢者、妊婦等の歯・口腔の健康づくりに係る市町村に期待される役割
- (3) その他市町村がその役割に応じて効果的に歯・口腔の健康づくりに取り組むために必要な事項

#### (効果的な歯科保健対策の推進等)

**第11条** 道は、幼児、児童及び生徒に係る歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口の普及その他の効果的な歯科保健対策の推進に必要な措置を講ずるものとする。

**2** 知事又は教育委員会は、保育所、幼稚園、小学校及び中学校等においてフッ化物洗口が実施される場合は、各実施主体に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条に規定する学校保健計画又はそれに準じた計画に位置付け実施すること等その的確な実施のための必要な助言を行うものとする。

#### (障がい者等への支援)

**第12条** 道は、歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要する障がい者、介護を要する高齢者、妊婦等の歯・口腔の健康づくりを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

#### (北海道歯・口腔の健康づくり8020推進週間)

**第13条** 道は、毎年11月8日から同月14日までを北海道歯・口腔の健康づくり8020推進週間と定め、80歳で歯を20本以上維持することを目的とした取組である8020運動について、道民の理解及び意識の高揚を図り、道民運動として定着するよう普及啓発に努めるものとする。

#### (道民歯科保健実態調査)

**第14条** 道は、道民の歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、おおむね5年ごとに、道民歯科保健実態調査を行うものとする。

**(財政上の措置)**

**第 15 条** 道は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**(年次報告)**

**第 16 条** 知事は、毎年度、議会に、歯・口腔の健康づくりに関する施策の推進状況に関する報告を提出しなければならない。

**附 則**

**(施行期日)**

**1** この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条及び第 10 条の規定は、施行の準備等を勘案して規則で定める日から施行する。

(平成 22 年 3 月規則第 33 号で、同 22 年 4 月 1 日から施行)

**(検討)**

**2** 知事は、この条例の施行の日から 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。